

議員案第3号

佐野市議会委員会条例の改正について

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

平成27年12月10日提出

提出者 佐野市議会議員 金子保利

賛成者 佐野市議会議員 亀山春夫

〃 横田誠

〃 菅原達

〃 小暮博志

〃 岡村恵子

〃 高橋功

## 佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐野市議会委員会条例（平成17年佐野市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育委員会の教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

### 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育行政の責任の明確化として、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな責任者として教育長を置くこととなるため本条例を改正したいので提案するものです。

議員案第 3 号 参考資料

佐野市議会委員会条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づき委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経なければならぬ。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づき委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経なければならぬ。</p>